

● イベントの開催についての要請【特措法第24条第9項】

【人数上限等】

- 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

収容率	人数上限	開催時間
50%以内※1	5,000人以下	21時まで※2

※1 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を要する。

※2 無観客で開催される場合は、開催時間短縮の対象とならない。

【留意事項】

- 全てのイベントにおいて「イベント開催時の必要な感染防止策」（別紙）を主催者が徹底するとともに、参加者も十分理解すること
- 特に、業種別ガイドラインの遵守や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底することとし、対策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。
また、主催者等は参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底すること。
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントについては、事前に県の所管課に相談の上、感染状況やイベントの態様等から適切に判断すること